

平塚市空家等対策協議会について

1 協議会の位置づけ

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という。）第7条に規定される法定協議会であり、平塚市附属機関設置条例及び平塚市空家等対策協議会規則（資料1-2）に基づき設置する市附属機関です。

※法抜粋

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

2 任期

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2か年となります。

3 委員構成

法第7条に例示に基づき、市長のほか、地域住民、法務、不動産、建築、福祉に関する各分野の学識経験者により構成します。（委員名簿をご参照ください）

4 協議会開催予定

平塚市空家等対策計画の策定に関する協議として、平成29年度中に3回の会議を予定しています。また、計画策定後の平成30年度以降については、特定空家認定、計画の運用等に関し、年間2回程度の開催を予定しています。